

日本核酸医薬学会会則

2015年4月11日施行

2016年4月16日一部改正

2017年7月11日一部改正

2018年7月8日一部改正

- 第1条 本会は、日本核酸医薬学会（Nucleic Acids Therapeutics Society of Japan）という。
- 第2条 本会は、アンチセンスDNA/RNA研究会の事業を承継し、核酸医薬に関する研究・教育を推進するとともに、産官学が一体となり我が国における核酸医薬の創出に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、学術集会の開催、学術情報の共有化、その他前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第4条 本会の会員は正会員、シニア会員、学生会員、賛助会員、特別賛助会員とする。
1. 正会員は核酸医薬に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ個人であって、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し年会費を納めた者を言う。常勤職に就いていない65歳以上の正会員は、本人の申請により次年度よりシニア会員となることができる。
 2. 学生会員は核酸医薬に関する研究に従事、またはこれに関心をもつ大学等に学生・院生として籍を有する個人で、本会の目的に賛同し、定められた入会届を提出し、学生会員年会費を納めた者を言う。学生としての籍を失った時をもって、正会員としての年会費を納め、正会員への移行手続きを行うものとする。
 3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、定められた賛助会費1口以上を納める個人または団体を言う。賛助会員のうち賛助会費10口以上を納めた個人または団体に、特別賛助会員の称号を付与するものとする。
- 第5条 会員は本会の行う諸事業に参加し、本会の発行する会誌等会員向け情報の配布を受けることができる。
- 第6条 本会に評議員をおき、うち1名を学会会長、1名を学会副会長、1名を年会長、若干名を幹事、2名を会計監事、1名を事務局長、若干名を顧問、前・元会長を特別顧問とする。
1. 学会会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 学会副会長は会長を補佐する。

3. 年会長は学会年会を開催する。
4. 幹事は学会会長による会務の遂行を補佐する。
5. 会計監事は会計を監査する。
6. 顧問、特別顧問（前・元会長）は会の運営に助言を行う。
7. 評議員は評議員会を構成し、本会に関する諸事項を審議する。
8. 事務局長は本会の事務を総轄する。

第7条 学会会長、幹事、会計監事、事務局長の任期は2年とし、評議員の互選により選出する。ただし再任は可とする。年会長の任期は1年とし、評議員の互選により選出する。

第8条 本会は必要に応じて各界の著名な研究者若干名を顧問として招聘し、本会の運営等に助言を求めるものとする。

第9条 事務局は学会会長を助け、本会の運営にあたる。事務局所在地は細則に定める。

第10条 本会は原則として年1回総会を開き、会務を協議し、議決する。総会は学会会長が招集する。

第11条 会員として入会しようとする個人または団体は、細則に定められた手続きに従って申込み、学会会長の承認を得なければならない。正会員は年会費5,000円、シニア会員は年会費1,000円、学生会員は年会費1,500円を納めるものとする。賛助会員は年額1口以上の賛助会費（1口50,000円）を納めるものとする。また、特別賛助会員は、年額10口以上の賛助会費を納めるものとする。

第12条 会員は学会会長に届け出て脱会することができる。評議員会で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員は学会会長によって脱会させられる。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会則の施行についての細則は別に定め、その変更は評議員会の議決を経る。

第15条 本会則の変更ならびに本会の解散は評議員会および総会の議決を経る。

第16条 本会則は2015年4月1日より施行する。